

(第40号議案)

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
目次 (略)	目次 (略)
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第18条 (略)	第1条～第18条 (略)
(給付金として支払を受けた金銭の管理)	(給付金として支払を受けた金銭の管理)
第19条 乳児院、 <u>母子生活支援施設</u> 、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金(以下この条において単に「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。	第19条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金(以下この条において単に「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。
第20条～第23条 (略)	第20条～第23条 (略)
第2章 (略)	第2章 (略)
第3章 乳児院	第3章 乳児院
第28条 (略)	第28条 (略)
(職員)	(職員)
第29条 乳児院(乳幼児10人以上を入所させる乳児院に限る。)は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。	第29条 乳児院(乳幼児10人以上を入所させる乳児院に限る。)は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 栄養士又は <u>管理栄養士</u>	(5) 栄養士
(6) (略)	(6) (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
第30条～第35条 (略)	第30条～第35条 (略)
第4章～第6章 (略)	第4章～第6章 (略)
第7章 児童養護施設	第7章 児童養護施設
第56条 (略)	第56条 (略)

(職員)

第57条 児童養護施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(1)~(5) (略)

(6) 栄養士又は管理栄養士

(7)・(8) (略)

2~5 (略)

第58条~第64条 (略)

第8章 福祉型障害児入所施設

第65条 (略)

(職員)

第66条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。)を除く。次項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(1)~(3) (略)

(4) 栄養士又は管理栄養士

(5)・(6) (略)

2 (略)

3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第77条において同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

4~7 (略)

8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員及

(職員)

第57条 児童養護施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(1)~(5) (略)

(6) 栄養士

(7)・(8) (略)

2~5 (略)

第58条~第64条 (略)

第8章 福祉型障害児入所施設

第65条 (略)

(職員)

第66条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。)を除く。次項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(1)~(3) (略)

(4) 栄養士

(5)・(6) (略)

2 (略)

3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第77条において同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

4~7 (略)

8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員及

び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

9～11 (略)

第67条～第72条 (略)

第9章 (略)

第10章 児童発達支援センター

第76条 (略)

(職員)

第77条 児童発達支援センターは、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を、医療機関等との連携により看護職員を当該児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合、当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において医療的ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合及び当該児童発達支援センター（同法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合にあっては看護職員を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

9～11 (略)

第67条～第72条 (略)

第9章 (略)

第10章 児童発達支援センター

第76条 (略)

(職員)

第77条 児童発達支援センターは、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を、医療機関等との連携により看護職員を当該児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合、当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において医療的ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合及び当該児童発達支援センター（同法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合にあっては看護職員を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士又は管理栄養士

(5)~(8) (略)

2~4 (略)

5 第11条第2項の規定にかかわらず、保育所、家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）若しくはこれらに類する施設として規則で定めるものに入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第77条の2~第79条 (略)

第11章 (略)

第12章 児童心理治療施設

第83条 (略)

(職員)

第84条 児童心理治療施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

(1)~(7) (略)

(8) 栄養士又は管理栄養士

(9) (略)

2~5 (略)

第85条~第89条 (略)

第13章 児童自立支援施設

第90条 (略)

(職員)

第91条 児童自立支援施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(4) 栄養士

(5)~(8) (略)

2~4 (略)

5 第11条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第77条の2~第79条 (略)

第11章 (略)

第12章 児童心理治療施設

第83条 (略)

(職員)

第84条 児童心理治療施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

(1)~(7) (略)

(8) 栄養士

(9) (略)

2~5 (略)

第85条~第89条 (略)

第13章 児童自立支援施設

第90条 (略)

(職員)

第91条 児童自立支援施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

<p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 栄養士又は<u>管理栄養士</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>第92条~第99条 (略)</p> <p> 第14章~第15章 (略)</p> <p> 附 則 (略)</p> <p> </p> <p> <u>附 則</u></p> <p> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 栄養士</p> <p>(8) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>第92条~第99条 (略)</p> <p> 第14章~第15章 (略)</p> <p> 附 則 (略)</p>
---	--